

LPガスの商慣行是正に向けた 制度改革と実効性確保策

令和7（2025）年6月4日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

LPガスの商慣行是正に向けた取組状況

制度整備

液石法施行規則の改正（2024年4月2日公布）

（1）過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

（2）三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

- ① LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知することを義務付け（設備費用の外出し表示）
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

* 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

（3）LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

- 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の事前提示の徹底
 - － 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
 - － 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

取引適正化ガイドラインの改正（2024年7月2日改正）

* 上記規律の趣旨・目的、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方を記載。

運用・解釈通達の改正（2024年7月2日改正）

実効性確保に向けた今後の取組

● 監視・通報体制の整備、厳正な対処

- LPガス商慣行通報フォーム（2023年12月1日開設）に寄せられた情報の活用
- 規制当局（国・自治体）による監視・執行体制の整備

● 関係省庁と連携した取組

- 不動産関係者・建設業者への周知・対応要請【国土交通省】
- 消費者・消費者団体等に対する周知啓発【消費者庁】
- 市場監視・モニタリング【公正取引委員会、国土交通省、消費者庁】
など

● 公開モニタリングを通じた継続的な市場監視

- 有識者や消費者等の市場関係者が集まり、商慣行の是正状況について確認・議論。更なる制度見直しの要否も検討。
 - ✓ 通報フォームに寄せられた情報、事業者による自主取組宣言の実施状況、三部料金制の適用割合等のフォローアップ調査結果、関係省庁と連携した取組状況等について確認・議論
 - ✓ 大手LPガス事業者による取組状況のヒアリング
 - ✓ いわゆる「貸付配管」をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリング
など

事業者による自主的な取組

● 商慣行見直しに向けた取組宣言

- 消費者に対し、事業者による商慣行是正に向けた法令遵守等の姿勢が見える化（公開モニタリングや取り締まり等において宣言内容を活用）

LPガスを巡る商慣行（「プロパンガススキーム」）と「消費者被害」と呼ばれる課題

いわゆる「無償貸与」

- LPガス事業者が、オーナー等に対し、ガス器具に加え、エアコン、インターホン、Wi-Fi機器等の様々な設備を無料で提供し、後日、その費用を消費者からLPガス料金として回収するといった商慣行。（近年では紹介料やガスボンベ置き場の賃借料等のかたちでの利益供与事例あり）。
- オーナー等は、設備の費用分、家賃を安くして、入居率を上げることが可能。
LPガス事業者は、貸集合住宅の入居者とのLPガス販売契約の囲い込みが可能。

いわゆる「貸付配管」

- LPガス事業者が、建物内のガス配管の所有権をもったままLPガスの供給を行うといった商慣行。
- 建設業者はガス配管の費用分、建物を安く販売可能。
LPガス事業者は、ガス配管の所有権に紐付けたかたちでのLPガス販売契約の囲い込みが可能。

✓ 消費者に対する不透明なかたちでの高額な料金請求

✓ 入居後に高額なガス料金と知ったとしても、引っ越すのは難しく、その料金を受け入れざるを得ない



✓ 不透明なかたちでの料金請求

✓ 消費者等がLPガス事業者を変更する場合にトラブルが生じやすい
(違約金請求、裁判等)



【前編】LPガス料金に影響？訴訟になるリスクも？知っておきたい、「LPガス」の商慣行
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/lpgas_business_practice.html

【後編】LPガスの契約を透明化！私たちにも影響する、法制度改正の中身とは？
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/lpgas_business_practice_02.html

3つの課題と3つの改革 ～賃貸集合住宅を巡る問題を中心に



【課題1】

消費者とのLPガス販売契約を目的とし、オーナー等に対し、**過大な営業**を展開
(不動産会社が利益供与を要請する場合も)

(1) 過大な営業行為の制限

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収（通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収）
⇒ **LPガス料金が不透明で高くなる**

(2) 三部料金制の徹底
(設備費用の外出し表示・計上禁止)

【課題3】

入居するまでLPガス料金が不明
(**過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない**)

**(3) LPガス料金等の
情報提供**

3つの課題と3つの改革～液化石油ガス法令の改正（罰則あり）

【課題1】

消費者とのLPガス販売契約を目的とし、オーナー等に対し、**過大な営業を展開**

（不動産側が利益供与を要請する場合も）

（改革1）過大な営業行為の制限

- ・ オーナー等への過大な利益供与の禁止
設備の無償貸与、フリーメンテナンスの禁止、
契約解約時の高額な違約金の禁止 など

2024年7月2日施行

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収

（通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収）

⇒ **LPガス料金が不透明で高くなる**

（改革2）三部料金制の徹底

（設備費用の外出し表示・計上禁止）

- ・ 料金請求時に基本料金、従量料金、設備料金の3つに分けて通知（設備費用の外出し表示）
- ・ エアコンなどLPガスとは関係のない費用や、家賃に含まれるべき費用を、LPガス料金として回収することの禁止

2025年4月2日施行

【課題3】

入居するまでLPガス料金が不明

（過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない）

（改革3）LPガス料金等の情報提供

- ・ 入居希望者に対し、入居前に、LPガス料金情報を提供することの義務付け

2024年7月2日施行

制度改正の狙い

- 過大な営業行為の制限

→ 無償貸付や貸付配管といった商慣行そのものの是正

- 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

→ LPガス料金としての費用回収のあり方を適正化

（LPガスとは関係のない費用回収や、設備の持ち主ではない者からの費用回収はしない）

※ 施行時点のLPガス消費に係る料金契約（既存契約）は、設備費用の外出し表示のみが義務。
計上禁止義務の対象とならないものの、速やかに新制度に移行していく努力義務あり。

- 罰則 + 各種**実効性確保策**（通報フォームの整備・国交省等との連携・モニタリングの継続実施等）

不透明で高額な
LPガス料金を是正！

賃貸住宅入居者の負担イメージ
（現時点）



2025年
4月以降の
新規契約

賃貸住宅入居者の負担イメージ
（2025年4月2日以降）



又は



～商慣行是正に向けたLPガス事業者の 取組状況について～

商慣行是正に向けた取組状況に関する事業者調査（概要）

前回WG（11/20）では、LPガスの商慣行見直しに向けた取組宣言について、大手事業者による宣言内容を中心に分析した結果を提示。①法令遵守、組織体制及び顧客への説明、②顧客以外の関係者への関係構築、③社会への貢献について言及しているものが多いことが確認された。

今回は、LPガス事業者による宣言内容が実際にどのようなかたちで実施されているかについて確認すべく、組織体制や関係者への対応等について調査を実施。

目的:① 本WGが市場監視・モニタリングの一環として行う「LPガス事業者ヒアリング」の参考とする。
② 規制当局(国・自治体)によるLPガス事業者に対する指導・監督等の一助とする。
③ 取組事例を整理・公表することで、他のLPガス事業者等の取組強化を促す。

対象: 主な液化石油ガス販売事業者約30者(経済産業省所管事業者)

期間: 2024年12月～2025年1月

内容: 商慣行是正に向けた取組について、以下を調査

1. 組織体制

- 1) 周知徹底、社員の理解浸透
 - ① 基本方針・行動指針・社内規則の策定
 - ② 社内及び協力会社への通知
 - ③ 研修・理解度確認
- 2) 管理体制（遵守の確認）
 - ① 監査
 - ② 定期報告

2. 関係者との信頼構築

- 1) 対消費者
 - ① LPガス料金等の事前提示
 - ② 情報提供の要請への対応
- 2) 賃貸住宅オーナー、不動産管理会社等
説明、契約等

(参考) 商慣行見直しに向けた取組宣言 (業界による自主的取組) の主な内容

第10回WG資料

- 自主取組宣言の内容としては、①法令遵守、組織体制及び顧客への説明、②顧客以外の関係者への関係構築、③社会への貢献について言及しているものが多い。

内容	宣言内容の例
法令の遵守 組織体制の整備 顧客への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①過大な営業行為の制限、②三部料金制の徹底、③L Pガス料金等の情報提供について法令を遵守します。 ・ 経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底します。特に、顧客である消費者と直接に接する組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させていきます。このため、私たちは、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備していきます。 ・ 顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図っていきます。
顧客以外の関係者との 信頼関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちが事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、私たちの理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備します。その上で、私たちが液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知していきます。
社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちは、社会貢献の公約を实践するべく、カーボンニュートラルへの対応等、社会貢献に向けた具体策を策定していきます。
経営トップのコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長名の宣言。社長を責任とする管理体制のもと、確実に実行してまいります。
経営理念等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営理念、倫理憲章を宣言文に記載。
教育研修、社内徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内講習会や社内通達等を通じて、今回の改正省令および当社の取組方針等を、社内にあまねく浸透させ、また契約書の事後チェック等、社内法務部門とも連携し管理体制の強化に努めます。
遵守状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内監査等により遵守状況を定期的に確認します。 ・ グループ行動指針の策定、グループ行動指針の為の定期モニタリングを行い社内徹底します。
保安の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度化をさらに推し進め、お客様に暮らしの安全・安心をお届けします。

商慣行に関するLPガス事業者の取組状況① 組織体制（指針・社内周知）

- 各事業者は、宣言に基づき行動指針・基本方針などを作成するとともに、社内通知などで周知徹底を実施。
- 関係販社の対応を統一させるためトップを責任者とする体制を構築、関係販社による方針策定と意思決定を禁止。

	内容	取組状況の例
組織体制 (周知徹底・理解浸透)	①基本方針・行動指針・社内規則の策定	<ul style="list-style-type: none"> 宣言内容に沿う形で行動指針を策定し、業務整備と対外周知を実施。行動指針は「新規と既存」、「過大な営業行為」、「三部料金制」をキーに策定。本方針に関しては今後行われるモニタリング等で出現する事例内容により、<u>適宜検証を行い、法令違反にならない内容に見直していく。</u> 24年4月の自己適合宣言に併せて基本方針を作成。また、行動指針を策定し、<u>全エリアカンパニーに対してWEB説明会を実施すると共に、エリアカンパニーの責任者に対し、都度周知徹底を図っている。</u> 代表取締役を管理責任者に据えて体制（社長－実行責任者－推進委員等）を構築している。
	②社内及び協力会社への通知	<ul style="list-style-type: none"> 関係販社の対応を統一させるため、<u>ガス事業部に取締役執行役員ガス事業部長を責任者とするチームを発足させ、関係販社による方針策定と意思決定を禁止とした。</u> 社員並びに営業委託先の責任者及び従事者に対し、法令講習会において改正省令の概要及び社内ガイドラインに関する教育を複数回実施した。<u>営業委託先の従事者に対する教育に加え、改正省令及び社内ガイドラインの遵守に関する周知を引き続き行う。</u> 社内への周知文書を作成して、<u>営業の企画部署から現場の管理者へ説明。現場の管理者から職場メンバーへの浸透を図った。</u> 部・支社・CS社員への周知は、<u>推進委員（部・支社長）が責任者として各部署の会議等にて状況のヒアリング及び周知徹底を図っている。</u>

商慣行に関するLPガス事業者の取組状況② 組織体制（研修）

- 改正省令・告示の内容や契約書のひな形などをもとに、社内研修を実施。
- 理解度の確認テストを実施するとともに、理解度に応じて社員の再教育を実施している事例あり。

	内容	取組状況の例
組織体制 (周知徹底・理解浸透)	③研修・理解度確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業社員に対して、勉強会をリモート開催。営業社員に対して、<u>理解度テストを3回実施（6月、7月、11月）</u>。理解度テストの結果を各エリアの責任者にフィードバック、<u>理解度が低い営業社員に対してエリア責任者が再教育を実施</u>。<u>賃貸住宅オーナーとの無償貸与契約書の解約を題材とした、話法コンテストを実施（8～10月）</u>。 ● <u>改正商慣行に則り契約書ひな形を改定</u>。また<u>契約ルールに関する社内研修を実施</u>。 ● 現場への理解度の浸透は、各部署の物件開発を一つ一つ、<u>担当役員もしくは企画部署の管理者が確認</u>。 ● 新築物件のガス設備（消費設備）を有償化（建物オーナー所有）し、<u>その運用ルールに関する社内研修を実施</u>。 ● 今回の省令改正の趣旨は「<u>貸与他、際限のない高額な獲得コストが上昇したことによって、LPガス利用者が知らないうちに高いガス料金を支払わされている</u>」= <u>消費者被害が発生していることを社員で共有し、我々自身がその当事者にならないよう、充分意識が醸成されている</u>。 ● <u>法務チームを発足し、コンプライアンスに関する管理者を選定した</u>。<u>法務研修を毎月行っている</u>。 ● 2024年9月に第1回省令改正理解度テストを幹部社員に実施。2025年1月に第2回省令改正理解度テストを実施。1月に2日間で設備料金、契約新書面についての解説を、各拠点を対象に実施。

商慣行に関するLPガス事業者の取組状況③ 管理体制（監査、定期報告）

- 社内の管理体制を整え、定期報告、監査などを実施。
- 監査項目への商慣行項目の追加するなど監査を強化するとともに、関係販社の抜き打ち検査を計画。また、個別案件を社内で確認する仕組みを構築し、社内の定期報告を実施。

	内容	取組状況の例
組織体制 (管理体制)	①監査等	<p><監査></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>四半期毎の小売店舗を対象とした内部監査室による業務モニタリングの項目に、商慣行是正に関する取組状況を追加。無償貸与契約書の管理方法および改正省令施行後にLP事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等を行っていないか確認。</u> ● <u>改正省令施行後に賃貸住宅に関する固定資産台帳への記帳がないか半期ごと（9月、3月末）に監視。</u> ● <u>社長への監査報告を監査担当部署と営業の企画部署が担当役員とともに実施。</u> ● <u>ガス事業部の内部統制担当者による、関係販社の抜き打ち検査を計画している。</u> <p><案件の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>建物オーナーと締結した契約書が社内ルール通りに作成されているかを本社主管部門にて全件確認。</u> ● <u>切替について、案件ごとに社内申請を起票し、<u>過大な営業行為がなされていないかを本社関係部門にて確認。</u></u> ● <u>設備投資並びに契約の締結については、社内ワークフローシステムを使用し決裁を取得しなければ実行できない（支払いや押印ができない）仕組みを構築している。</u>
	②定期報告	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>ガス機器、エアコン等、住設機器の投資がないか、投資がある場合は理由を添えた台帳を関係販社の全営業所に毎月報告させてチェックしている。</u> ● <u>営業所の取組状況は、<u>推進リーダー(支店長)が責任者としてヒアリングを行っている。</u></u> ● <u>毎月の営業部門の会議において、社内の周知文書に則った対応を実施しているかどうか確認。</u>

商慣行に関するLPガス事業者の取組状況④ 信頼構築（消費者への説明）

- 業務用を含め、三部料金制（基本、従量、設備）を表示するよう準備中。
- 入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合はそれに応じる義務があることを、改めて社内周知を徹底。

	内容	取組状況の例
関係者との信頼構築	<p>対消費者</p> <p>LPガス料金等の事前提示、情報提供の要請への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 賃貸集合に入居されるお客さまには、不動産会社や不動産管理会社を通じてガス料金を提示。 • <u>三部料金制（基本、従量、設備）が正しく表示できるようシステムを改修依頼中。</u>また、<u>お客様にとってより分かりやすい料金とすべく、都道府県別単一料金を策定中。</u> • 現在、請求書、検針票等に<u>三部料金制（基本、従量、設備）に対応できるようシステムを改修中。</u> • 情報提供については、<u>一時受付時に基幹システムで物件ごとに料金表を閲覧可能。</u>回答できる体制にある。 • 取引先ハウスメーカー、工務店に対しては法令改正の趣旨説明を行いご理解をいただいている。 • 入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は<u>それに応じる義務があることを、改めて社内周知を徹底。</u>

商慣行に関する各事業者の取組状況⑤ 信頼構築（不動産関係者等への説明）

- 無償貸与契約書を締結中の賃貸住宅オーナー宅へ訪問するなど説明を実施。
- 無償貸与契約書の解約を提案、新制度への早期移行を促進。

	内容	取組状況の例
関係者との信頼構築	賃貸住宅オーナー、不動産管理会社等への説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅建築会社、管理会社、業務用顧客等については、<u>親会社と連携して、業界が作成しているチラシ等を活用して、省令改正の内容を説明している。</u> ● <u>オーナー・不動産管理会社向けの案内文書・チラシを作成し周知（2024年2月・6月・随時）。</u> ● <u>無償貸与契約書を締結中の賃貸住宅オーナー宅へ訪問、商慣行是正に関する説明を行った上で、無償貸与契約書の解約を提案、新制度への早期移行を促進。</u> ● <u>流通室のガイドラインを使用しながら、オーナーや不動産管理会社にあたった。大手の建築会社はコンプライアンスを遵守しているが、中小建築会社は地域によっては知らないことがあり、丁寧に対応している。</u> ● <u>代表取締役社長名にて、案内文書（『LPガス商慣行是正に伴う省令改正対応についてのお願い』）を作成し、取引先に対して説明訪問を実施中である。</u> ● <u>LP事業者の切替を制限するような条件付き契約を締結しておらず、無償貸与による他社切替の要望・要請があった際には直ちに断り、辞退。</u> ● <u>過大な営業行為の制限施行後の措置として、新規に無償貸与・無償メンテナンス及び手数料等の利益供与は一切行えない旨を周知徹底している。</u> ● <u>既存契約書の自動更新も行わない。</u> ● <u>法改正の内容及び当社がこれを遵守することを、取引のある賃貸住宅オーナー・不動産管理会社に説明に回り、必要に応じて契約の再締結を行った。その間、同業他社の駆け込み営業行為や、利害関係者からの形を変えた利益供与の要求を断ったことなどにより、LPガス供給が同業他社に切り替えられるという甚だ厳しい副作用もあったが、長期的には法改正への真摯な取り組みが信頼関係を醸成するものと信じる。</u>

商慣行是正に真摯に取り組み、良い成果を挙げた事例①

- 商慣行是正に取り組んだ結果、①社員のモチベーション向上、②オーナーや不動産関係者との信頼関係構築や取引拡大、③投資コスト減少に伴う利益率向上・LPガス料金の引き下げなど、良い成果を挙げた事業者もいる。

事例① (株式会社サイサン)

- 基本方針として、トップが抜け道的なものを模索する考え方はないことを社員に明確に発信。
- 同時に、改正省令に則った正しい行為で顧客を失った社員を絶対に罰しないことも明言。
- 顧客も少なからず失ったが、もともと投資が大きく掛かる対象だったので重荷が消えた。
- 中途採用の若手が多く、これまで業界の無償貸与の在り方には幻滅されてきたものの、当社は根絶するとの方針を出したため、異業種から来た社員からのイメージが改善した。
- 無償から有償に切り替えることで、ガス料金を安くするなど、提案力を活かせる関係の素地ができ、培ってきた営業展開力が生きてきた。
- 商慣行是正に理解を示して頂いたオーナーに営業提案し、入居者もその提案に耳を傾けるようになり、現場からは「商売の王道を歩んでいると感じている」という声が多く上がるようになってきた。
- 商慣行是正に賛同する不動産、建築業者との取引が従来以上に円滑に進み、今後の営業の拡がりにも手応えを感じることができている。

出所：資源エネルギー庁に提供された情報に基づき作成。

商慣行是正に真摯に取り組み、良い成果を挙げた事例②

事例② (A LPガス販売事業者)

- 1000件もの顧客を失い、売上は落ちたものの、無償貸与の投資コストが無くなり、利益率が向上した。
- 無償貸与を強要するオーナーとの契約を破棄したことで、社員のメンタル面の負荷が減少した。
- 商慣行是正に理解を示してくれたオーナーとの信頼関係がより深まり、結果として一生お付き合いできるお客様が残った。自分たちがやってきたことは正しかったのだと、今まで以上に胸を張って仕事ができるようになった。
- 商慣行是正に全社を挙げて取り組んでいる大手ハウスメーカーから「今後は遵法精神の高い貴社との取引を拡大していく」との話が入ってきた。

事例③ (B LPガス販売事業者)

- 投資の経費が減り、増えた利益で競争力が高いガス料金の設定ができるようになった。
- 出来ないものは出来ないと言えることで、営業現場の迷いが消えストレスが減少した。
- 解約時の残存回収に手間取ることが多かったが、そのリスクや心配が消えた。

出所：資源エネルギー庁に提供された情報に基づき作成。

規制当局による取組状況

関係省庁と連携した取組状況

規制当局（自治体）における監視・執行体制整備

- 前回WGで報告したとおり、改正法令が公布された後、自治体担当者に対する**制度改正内容の周知・説明会**（5月）や、**執行体制整備の要請・説明会**（6月）、**立入検査マニュアル（チェックリスト）の共有**（8月）、**通報フォームに寄せられた情報の共有**（随時）などに取り組んできたところ。
- また、保安に関する地域ブロック会議や研修の場も活用し、取引適正化に関する説明・質疑を継続的に実施。
- 本年1月、前回WGの議論内容等も踏まえ、**改正法令の運用面に関する説明・意見交換会**を実施。**LPガス事業者による自主取組宣言の状況についても共有し、立入検査や指導・監督等に際して活用することを提案。**

改正省令公布後の主な取組

自治体担当者向け説明会（24年5月13～17日）

- 制度改正の内容について周知（各回1時間半、質疑応答あり）
- 担当者が参加しやすいよう9回に分けて集中実施。
～ 5/13(3回)、5/14、5/15(2回)、5/16、5/17(2回)、参加人数：延べ252人

自治体に対する執行体制整備の要請・説明会（24年6月）

- 6月24日付けで事務連絡（文書）を発出し、体制整備を要請
 - ① 実効性確保に向けた人員体制等の整備（立入検査等のマニュアル整備、担当者向けの定期的な研修等）
 - ② 所管のLPガス事業者による法令遵守や商慣行是正に向けた取組に対する指導・監督、及び、問題があると考えられる事案に対する厳正な対処
 - ③ 資源エネルギー庁において実施予定の市場監視・モニタリングへの協力
- 6/28、7/1、7/3、体制整備に向けた説明会を開催（延べ300人参加）

立入検査マニュアル（チェックリスト）の整備（24年8月）

- 資源エネルギー庁及び地方経済産業局が整理・とりまとめ。8月初旬に自治体に共有。
- 内容については、今後、適宜アップデートしていく予定。

自治体に対する執行強化に向けた協力要請・説明会（25年1月14～16日）

- 3日間、5回に分けて集中実施。
- 国・地方局による取組状況として、第10回WGの内容を中心に説明。LPガス事業者や業界団体から寄せられている声についても共有し、「更なる執行強化」、「規制当局による取組の見える化」に向けて協力要請。

【協力要請事項】

- 通報フォームに寄せられた情報等に基づく速やかな対応
 - 立入検査だけでなく、タイムリーなかたちで事実確認・注意喚起を実施するなど
- LPガス事業者による法令遵守体制確立に向けた指導徹底
 - 業界団体とも連携しながら、取組宣言の公表が進むよう促す
 - 所管事業者による実際の取組状況について確認・指導するなど
- 改正省令第2弾施行後の調査の実施

規制当局（自治体）における取組状況（フォローアップ結果概要）

- 自治体（都道府県及び指定都市等）における立入検査等の実施状況について確認したところ（回答期限：1/20）、改正法令が施行された7月から現在までのLPガス事業者への立入検査等の実施数は、全体で約3,000件であった。
- 回答のあった71自治体のうち、立入検査等の中で、**14条書面や料金表示、今回の制度改正に係る事項について、指摘・是正・指導等を行った**との回答があったのは**41自治体（これら自治体の立入検査等の実施数は約1,900件）**。 **本年4月施行の三部料金制に向けて準備するよう周知・指導する自治体が多かった**。
- なお、今年度はマニュアル等の整備を行い、実際の指導は来年度から実施予定とする自治体、また、所管する事業者の多くが小規模であるため、賃貸集合住宅への供給や貸付配管がなく、現時点では指導事例がないとの自治体もあった。

自治体による指導事例：

- **全般**
 - 改正法令の内容について説明し、法令遵守を指導。
 - 帳簿等が整理され次第、改正内容について検査予定。
- **過大な営業行為の制限に係る規律**
 - 施行後に締結した賃貸集合住宅オーナー等との契約条項が、LPガス事業者の切替を制限する条件に該当するとして、契約書の内容を見直すよう指導。
 - 過去に無償貸与が確認された事業者に対し、今後には行わないよう指導。
 - 消費設備を無償貸与している形跡のあった事業者に対して指導。
- **LPガス料金等の情報提供に係る規律**
 - 法改正の趣旨を知らず、家主や不動産会社に対して料金表を提示していなかった事業者に対し、早急に料金表を提供するよう指導。
 - 賃貸住宅入居前にLPガス料金情報を提示できていなかった事業者に対し、早急に対応するよう指導。
- **三部料金制の徹底に係る規律**
 - 三部料金制の導入に向けた準備状況を確認。
 - 三部料金制の規律の理解度を確認の上、施行日までに対応するよう要請。
 - 三部料金制に未対応な場合、今後の実施計画を報告するよう指導。
 - 三部料金制に係る規律内容を周知し、設備料金の欄を追加するよう指示。
 - 設備費用の外出し表示について請求書の記載方法を指導。
 - 料金表・請求書等を確認し、三部料金制に係る対応について指導。
 - 設備のリース料金等を従量料金に含めている事業者に対し、三部料金制の規律に対応したシステム移行を早期に行うよう指導。
 - 消費設備について金額や支払い方法等について説明できなかった事業者に対し、整理して提示できるよう指摘。
 - エアコン等の費用をLPガス料金に上乗せしている事業者に対し、適切な料金体系にするよう指導。
 - 自社所有の消費設備がある場合は、14条書面にその旨記載するよう指導。19

規制当局（本省・地方局）における取り締まり等の状況

- 前回WG以降2月末までの間に、**立入検査やヒアリングを通じて、通報フォームに寄せられた情報も踏まえた事実確認を実施（立入検査7件、ヒアリング18件）**。改正法令が施行された7月以降に情報提供された件数が多い事業者は概ねカバーしている状態。**国と自治体が連携して対応している事案もある。**
- 改正法令の施行日以降は無償貸与等の利益供与は行っておらず、その旨社内にも周知徹底しているとの反応が多いが、**法令に抵触する可能性を指摘し、改善等を要請した事案もある。**
- 定期的を実施している立入検査においても、改正法令施行後の無償貸与契約の有無や、社内体制整備等の取組状況について確認し、必要に応じて注意喚起・対応要請を実施。

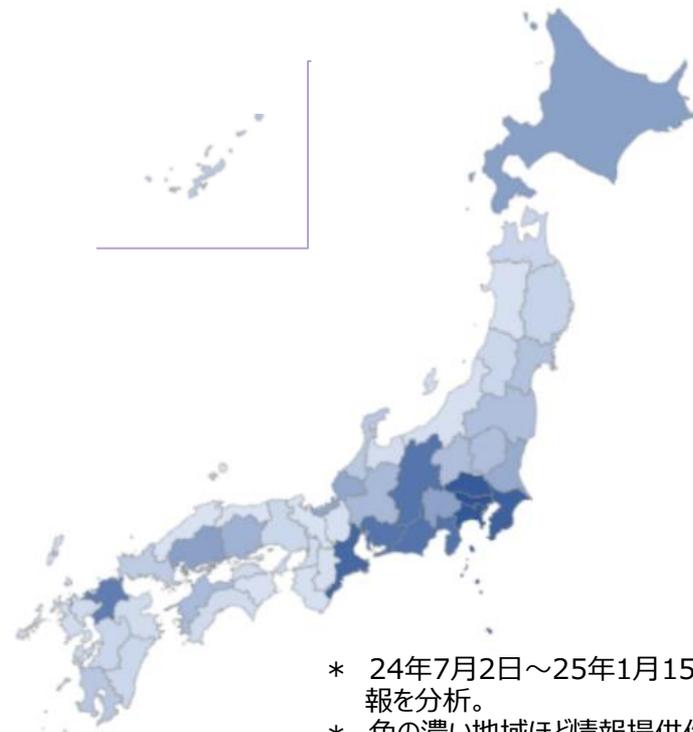
国による指導事例：

- ✓ LPガス販売契約の切り替えに際して、切替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備をオーナーから買い取る行為は、法令違反になりかねず、消費者との間で精算するなど、適切に対応するよう要請。
(複数事例あり)
- ✓ LPガス事業者がオーナーとLPガス供給契約を締結するにあたって、オーナーに設備を販売する一方で、オーナーによる設備費用の支払いを猶予する行為は、実質的にこれまで行われてきた設備の無償貸与と変わらないため、対応を改めるべきと指摘。
- ✓ LPガス供給契約を切り替えたオーナーに紹介料を支払っている事業者に対し、過大な営業行為に抵触するおそれがあると指摘。
- ✓ 著しく安いLPガス料金や金券を提供することでLPガスの販売契約を獲得する行為について、その行為の妥当性に係る説明を聴取した上で、対外的に根拠をもって説明できるようにしておくことを指示。
- ✓ 改正法令施行後もエアコン設置等の営業行為を継続していることが確認された事案において、法令に抵触する可能性を指摘。当初は何か問題なのかとの反応があったものの、後日、会社幹部から、無償貸与等の営業行為を改め、職員全員への周知徹底を図る等の内容とする改善計画が提出された。
- ✓ 自助努力の範囲内でサービスを提供するという方針に基づき無償貸与等の営業行為を行っていた事業者に対し、法令に抵触する可能性を指摘し、対応を要請。
- ✓ 通報フォームに寄せられた情報に心当たりがないながら、改正法令の内容を改めて社内に周知するとの反応や、法令遵守が末端まで徹底されていないことを踏まえて各営業所の会議で従業員を指導する等の反応もあった。

通報フォームに寄せられた情報の集中分析（強引な勧誘行為）～消費者庁との連携

- 前回WGでは、通報フォームに寄せられたLPガス事業者による行為（約600件）のうち、約2割が強引な勧誘行為に関するものであった。委員からも、戸建住宅における訪問販売での強引な勧誘事例がまだまだ多いとの指摘もあった。
- また、情報提供件数が多い自治体について集中的に分析を行ったところ、地域によっては、強引な勧誘行為に関する通報が過半を占めることが明らかになった。これらの情報については消費者庁にも共有し、連携強化を図る。

- 情報提供件数の多い自治体について集中分析。
- 強引な勧誘行為（安値営業含む）に関する情報の割合ををみると、以下のとおり。地域性のある課題であると考えられる。
 - ・関東エリア
栃木は約半分、埼玉は2～3割、茨城は2割。
他方、神奈川は1割、千葉では多くはない。
長野は、安値営業に関する情報が多く7割。
静岡は2～3割。
 - ・中部エリア
三重、岐阜はそれぞれ3割、愛知は2～3割
 - ・その他
北海道、広島、岡山は特になし
鹿児島、岡山、福岡は1～2件程度



- * 24年7月2日～25年1月15日までの情報を分析。
- * 色の濃い地域ほど情報提供件数が多い。

(2) 通報フォームに寄せられた情報②

改正法令の施行後の状況（2024年7月2日～10月末までの状況）

- 情報提供のあったLPガス事業者による行為（約600件）のうち、
 - 設備の無償貸与や安値提供、紹介料・リベート・キックバック、フリーメンテナンスサービスなど、オーナー等に対する利益供与に関するものが過半を占める。
 - 次いで、LPガス営業に関して断ったのに再訪問したり居座る等、強引な勧誘行為に関するものが2割弱。その他、LPガス料金が高等の指摘も寄せられている。
- 不動産関係者による行為（約60件）のうち、設備の無償貸与やフリーメンテナンス等、利益供与を求めるものが7割程度。ブローカー等による行為についてみると、利益供与に関するものに次いで、強引な勧誘行為に関する情報が多い。

<通報フォームに寄せられた情報の例>

- ✓ LPガスの営業として、LPガス事業者が、以下のような行為を行っている。
 - 給湯器、ガス消費配管のほか、エアコン、インターフォン等の設備について、無償貸与を行う、著しく安価で販売する、プレゼントする等
 - 物件所有者に設備費用を負担してもらうが、キャッシュバックや紹介料支払い、ポイント付与などの利益供与により相殺している
 - LPガス事業者を切り替えれば、賃貸集合住宅の物件所有者に対して1戸毎に紹介料や、毎月手数料を支払う
 - LPガス事業者の切り替え時に、切替え前の事業者が無償貸与していた設備の費用や違約金等について、物件所有者の代わりに、切替え後のLPガス事業者が支払っている
- ✓ LPガス事業者の切り替え条件は不明だが、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ 設備の無償貸与やフリーメンテナンスを賃貸集合住宅所有者から求められ断ったところ、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ LPガス事業者が、ブローカー等、外部の委託先を使って過大な営業行為や強引な勧誘を続けている。
- ✓ LPガス販売の仲介事業者が、無償貸与や紹介料の支払いを条件に顧客を獲得し、その顧客を提携しているLPガス事業者を紹介している。
- ✓ ホームページ等で公表している基本料金・従量料金から、かけ離れた安価で売り込み営業をかけている。
- ✓ LPガス料金が他の事業者と比較して高い。
- ✓ 一度断ったにも関わらず何度も訪問し、LPガス契約を切り替えるまで帰らずに居座る、勝手に敷地に入ってきてガスボンベを確認していく、現在契約しているLPガス事業者の悪口を言うなど、営業行為に問題がある。

不動産関係者や建設業者への対応～国交省との連携

- 「LPガス商慣行通報フォーム」に寄せられた情報等を端緒として、国土交通省・地方整備局、資源エネルギー庁・地方経済産業局が連携し、**不動産関係者に対する個別ヒアリングを全国各地で実施中。**
- 本年3月、引っ越しシーズンを迎えるにあたり、**賃貸集合住宅に入居前の消費者の方々に対するLPガス料金等の情報を提供について、国土交通省の協力の下、不動産関係者に対して協力を要請（3/13付けで依頼文書を発出）。**
- なお、本年2月中旬、資源エネルギー庁は、賃貸集合住宅のオーナーを対象として、LPガスの商慣行是正にかかる改正法令のさらなる周知もかねて、モニター調査を実施。詳細はとりまとめ中だが、
 - ✓ **制度改正の内容について認知していたオーナーのうち、「LPガス事業者からの説明を受けた」が6割強と最も高く、次いで、「不動産管理・仲介会社から説明を受けた」が4割弱、**
 - ✓ **過去に無償貸与された設備等について条件変更のお願い等をうけたことがあるオーナーは4割程度であり、このうち、「無料で貸与された設備等をリースに切り替えるなど、自ら費用負担することとなった」が4割程度と最も高く、次いで「無償で貸与された設備を自身で買い取った（全額精算又は分割払い）」が続いている**

との結果も得られており、LPガス事業者による商慣行是正に向けた取り組みが一定程度の成果を挙げていることがうかがえる。

不動産関係者や建設業者への対応（国土交通省からの要請内容）

- LP ガスの商慣行を巡る課題は、LP ガス事業者と不動産関係者・建設業者との取引関係に起因するもの。このため、**2024年5月17日付けで、不動産関係者・建設業者向けに通知を发出。**
- **不動産関係者等がLPガス事業者に対し違反行為に該当する利益供与等を求めることがあった場合は、当該行為は取引先に対してコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえるとして、下記の対応を要請。**

※国土交通省HPにおいても公表：https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00070.html

<不動産関係者・建設業者に対する要請内容>

- ①「過大な営業行為の制限」（2024年7月2日施行）により、LPガス事業者が行ういわゆる無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与をはじめとする**過大な営業行為が禁止となることを踏まえ、そのような営業行為には応じないこと、もしくは、LPガス事業者に対してそのような利益供与を求めないこと。**また、**問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設した「LPガス商慣行通報フォーム」に情報提供**すること。
- ②「LPガス料金等の情報提供」（2024年7月2日施行）により、本年2月29日付けの周知内容（消費者が賃貸借契約を締結する前にLPガス料金の多寡を知った上での入居を可能とするという仕組み）が法定化され、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、**賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該LPガス料金表等の情報を適切に提供すること。**（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）
- ③「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」（2025年4月2日施行）により、LPガス事業者は、消費者が負担するLPガス料金に係る新規契約においては設備費用の計上をしないことが求められるだけでなく既存契約（施行時点で締結済みのLPガス消費に係る販売契約）についても設備費用の外出し表示を求められること等を踏まえ、**LPガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対応すること。**

LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

～ LPガス料金等の情報を事前に知った上で入居できるようにする

● LPガス事業者による説明責任

（取引適正化ガイドライン・抜粋）

- ・ 消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある。

① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること

② 上記料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること

③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

- ・ 消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない（義務）。

● 不動産関係者への協力要請（直近では本年3/12付）

- ・ 賃貸契約締結前の消費者に対し、LPガス事業者から提供されたLPガス料金表等の情報を適切に提供すること。



LPガス料金
を契約前に確認しましょう

賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、賃貸借契約を締結する前に不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について納得したうえで契約しましょう。

基本料金		X,XXX 円
従量料金	0～5㎡	XXX 円
"	5.1～10㎡	XXX 円
"	10.1～40㎡	XXX 円
"	40.1㎡～	XXX 円
設備料金		X,XXX 円

料金が高い！と感じたら要注意！

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。

え？ LPガス料金ってこんなにするの？！

LPガス事業者 → 無償貸与 → 不動産会社オーナー → 賃貸借契約 → 入居者

無償貸与したものをガス料金に上乗せして請求

※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者（消費者）に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者（消費者）が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関するトラブルは 消費者ホットライン 188 へご相談ください

消費者庁 経済産業省 国土交通省

液石法等との関係で問題となる行為や 望ましい行為の考え方について

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為について（問題提起）

- 前回WGでは、下記具体例を提示し、液石法等との関係での評価に当たっての視点や留意点についてご議論いただいた。
- いただいたご意見等も踏まえて、問題となる行為や望ましい行為の考え方、規制当局による取り締まり等の方針（案）を整理したところ、取引適正化ガイドラインに反映することの要否も含め、ご意見・ご議論いただきたい。

【設備の売買と支払猶予】

- LPガス事業者がオーナーとLPガス供給契約を締結するに当たって、オーナーに設備を販売する一方で、LPガス供給契約の期間内は、オーナーによる設備費用の支払を猶予する行為についてどう評価するか。なお、当該設備の費用については、LPガス事業者が減価償却費として費用計上し、その償却期間内にLPガス供給契約を解約した場合は、当該設備の残存簿価相当の違約金が生じることとなっている（償却期間内であれば、オーナーによる費用負担はゼロ）。

【第三者に対する保証料支払いと、LPガス事業者による利益供与との相殺】

- オーナーが、LPガス事業者から紹介された、第三者の保証会社やリース会社等と設備の保証契約を結ぶ行為についてどう評価するか。なお、オーナーが負担する保証料は、LPガス事業者によるガスボンベ置き場代金の支払い相当額となっている（オーナーによる保証料負担は実質ゼロ）。

【紹介料の支払い】

- LPガス事業者を切り替えるにあたって、オーナーに対し、紹介料を支払う行為についてどう評価するか。同様に、LPガス事業者を切り替えるにあたって、消費者に対し、一定期間のLPガス料金割引等の利益供与を行う場合はどうか。両者の違いは、LPガス販売契約を結ぶ当事者に対する利益供与か否かであるところ、評価にあたっての視点・留意点として何が考えられるか。

【セット販売・営業】

- LPガス事業者が、オーナーとLPガス供給契約を締結するに当たって、例えば自社が販売する灯油をオーナーに無償提供する、灯油設備を無償貸与する等の行為についてどう評価するか。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

- 過大な営業行為について、LPガス事業者の切替えを実質的に制限することにつながるかどうかにより評価するとの考え方については、
 - ① 改正法令上、LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結を禁止していること、また、
 - ② ガイドライン上、
 - i) 規律の趣旨として「消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する」ことを掲げており、
 - ii) 問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与は、LPガス事業者の切替えを長期に渡って阻害する効果を有する
 点に留意する必要があるとしていることから、
現行法令やガイドライン等とも整合的といえる。
- その上で、前回WGでは、賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与と、LPガス消費者に対する利益供与は分けて考えるべきとの指摘があった。すなわち、賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与については、
 - ① 本来家賃に含まれるべき設備の費用を、LPガス事業者に回収させるということ自体が問題であることに加え、
 - ② LPガス消費者の還元されるとは限らず、
 - ③ 賃貸集合住宅のオーナー等がLPガス事業者にロックインされるきっかけになる、
 等の指摘があったところ、これを踏まえると、より厳しく評価すべきと考えられるのではないか。

【前回WGでいただいたご意見】

- 過大な営業行為に関して、LPガス事業者の切替えを実質的に制限してはいけないという切り口で考えるのが良いのではないか。
- 賃貸集合住宅においては、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。本来家賃に含まれるべき設備の費用を、ガス会社に回収させるということ自体が問題。他方、戸建住宅においては、賃貸集合住宅と違い、LPガスの消費者たる家主に対する利益供与となる。これに関しては、エアコンなど、LPガスとは無関係なものは商売上も必要ないためダメだと仕切るということではないか。
- 消費者に対するキャッシュバックやポイント還元などは、他の商材でも見られる話であり、その利益自体がLPガス消費者に返って行くというもの。これに対し、オーナーに対する紹介料の支払いは、LPガス消費者に還元されるわけではなく、オーナーがLPガス事業者にロックされるきっかけとなるため、慎重に確認していく必要がある。
- 賃貸集合住宅のオーナーに対する利益供与は、合理的な理由がない限りは消費者との契約確保を目的として行われた利益供与なのではないかと、疑いの目で見られても仕方ない。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

- 改正法令上制限しているのは、「正常な商慣習を超えた」利益供与であるところ、利益供与の額の多寡で評価するというよりは、ガイドラインにも記載されているとおり、「他の事業分野の事例」に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断するのが適当ではないか。例えば、事務局ヒアリングでは、賃貸集合住宅のオーナー等に対する紹介料の支払いは、LPガス以外の分野では現在は存在しないとの指摘もあった。また、前回WGでは、例えば洗剤程度のものであれば、一般的な商慣行のなかで認められる範囲となるのではないかと指摘もあった。
- もちろん、利益供与の額の多寡がLPガス事業者の切替えを制限する効果に影響することは考慮要素になりうる。前回WGでも、過大な利益が提供されると商品やサービスそのものの品質や価格による競争が成り立たなくなり、市場競争を歪めかねないとの指摘もあった。

他方、前回WGでは、余計な利益供与はせず安価なLPガス料金を消費者に提供することが今回の制度改革の趣旨であるのご意見や、特に賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与は一切禁止すべきとの厳しいご意見もあった。ガイドラインにおいても、オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益供与行為については、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましいとしているところ、規制当局としては、引き続き、本WGのご意見を伺いつつ、過大な営業行為の制限に係る規律に関して、厳しく対処していくこととしたい。

【前回WGでいただいたご意見】

- 改正省令の趣旨は、余計な利益供与はせず、安いガス料金を消費者に提供せよという点にあると理解。紹介料の支払いにしろ、セット販売による利益供与にしろ、余計なことやると、改正省令の趣旨が実現できなくなる。そうしたものは禁止するということだと思う。他方、例えば洗剤程度のものであれば、一般的な商慣行のなかで認められる範囲の営業行為になると思う。エアコンや収納ボックスはそれとは桁が違うということ。
- 過大な営業行為に関して、LPガス事業者の切替えを実質的に制限してはいけないという切り口で考えるのが良いのではないか。利益供与の額が大きく、LPガス事業者を切り替えるとその部分をオーナーが支払わなければならない場合、実質的に切替え制限につながる。逆に、短期間で切替えられても問題のない金額であれば、切替えを縛るようなものではないといえるのではないかと。
- 賃貸集合住宅においては、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。（再掲）
- 独禁法上、過大な利益供与は、不当な利益による顧客誘引ということで問題とされうる。過大な利益が提供されると、商品やサービスそのものの品質や価格による競争が成り立たなくなるため規制されているものだが、これは、液石法上の規律の方向性とも整合している。洗剤のようなケースは本来的な競争をゆがめるものではないので問題ではないと思うが、継続的な利益供与の効果については考える必要があると思う。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

【無償貸与設備の残存簿価による引き継ぎ】

- **改正法令施行前に締結された賃貸集合住宅のオーナー等との無償貸与契約（既存契約）について、他のLPガス事業者による契約の承継や残存簿価での貸付設備の買い取り等の問題**が指摘されている。
 - これに関しては、規制当局として、切替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備について、他のLPガス事業者が買い取る行為は、法令違反になりかねず、精算するなど適切に対応するよう指導した事例がある。また、前回WGでは、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングで無償貸与設備を引き継ぐ行為については厳しく対処すべきとの指摘もあったところ。
 - いわゆる無償貸与といった商慣行そのものの是正を促し、消費者利益を確保するには、**過去に行われた無償貸与についても契約更新を期に見直すことが望ましい**ことから、当該行為については、
 - ① 賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価する、
 - ② 利益供与の額の多寡ではなく、他の事業分野の事例に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断する、との考え方も踏まえて、**過大な営業行為の制限に係る規律（正常な商慣習を超えた利益供与の禁止、LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結禁止）の観点から厳しく対応**するとともに、無償貸与設備の引き継ぎ費用がLPガス料金で回収しているとの前提で、**三部料金制の徹底に係る規律（設備費用の外出し表示・計上禁止）の観点からも重点的に調査**していくこととしたい。
- ※ 関連事例として、既存の無償貸与設備をオーナー等が買い取る費用について、他のLPガス事業者が負担することで当該オーナー等所有物件へのLPガス供給を確保するといった行為に関する情報も寄せられているところ、これについてどう評価するか。

【前回WGでいただいたご意見】

- 既存の無償貸与契約について、他のLPガス事業者による契約の承継や残存簿価での貸付設備の買い取り等の問題が生じてくる。**賃貸集合住宅においては、既存の無償貸与契約の引き継ぎも含め、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。本来家賃に含まれるべき設備の費用を、ガス会社に回収させるということ自体が問題。**他方、戸建住宅においては、賃貸集合住宅と違い、LPガスの消費者たる家主に対する利益供与となる。これに関しては、エアコンなど、LPガスとは無関係なものは商売上も必要ないためダメだと仕切るということではないか。（再掲）
- **既存契約の下での利益供与について、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングでアウトになるという方向で進めるべき。契約の名義変更がありながら、既存契約の延長と勝手に解釈して、事実上、過大な営業行為を行っているケースはしっかりアウトであると明示すべき。**

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

【その他の懸念される利益供与行為について】

- 前回WGでは、**オーナー等に販売した設備について支払いを猶予する行為、オーナー等が負担する設備の保証料をLPガス事業者が別名目の利益供与により相殺する行為、LPガス事業者がオーナー等に対してLPガスボンベ置き場代金を支払う行為**などについても、評価の視点についてご意見いただいた。
- これらについても、①賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価する、②利益供与の額の多寡ではなく、他の事業分野の事例に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断する、との考え方も踏まえて評価するとともに、**当該行為を行う合理的な理由があるかどうか**との観点から、LPガス事業者からの説明を求めていくこととしたい。
- 引き続き、**問題があると懸念される行為については、本WGに論点提示**することで、問題となる行為や望ましい行為の考え方についてご意見を伺い、**取引適正化ガイドラインや規制当局による取り締まり等に反映**していくこととしたい。

【前回WGでいただいたご意見】

- 支払猶予については、当該行為の合理性が理解しがたい。設備を売買して代金が発生する場合は、しかるべきタイミングで代金を払ってもらうのが普通だが、その支払いを猶予する行為は商慣行的にはおかしいのではないか。
- 法律の一般論では、ある行為を行う合理的な理由がない限りは、その真意を見るべきとの考え方がある。 支払い猶予など形を変えた利益供与についても、合理的な理由がない限りは消費者との契約確保を目的として行われた利益供与なのではないかと、疑いの目で見られても仕方がない事例であると見受けられる。
- 支払猶予について、費用の猶予額が大きければ、LPガス事業者を切り替えるとその部分をオーナーが支払わなければならない、実質的に切替え制限につながるということではないか。
- 設備の保証料とLPガスボンベ置き場代の相殺について、そもそもLPガスボンベの置き場代金をLPガス事業者が支払うことは普通なのか。 他人の所有物が、他人の土地や建物に置いてある場合であっても、必ずしもその土地や建物を借りているということにはならない。例えば、レンタル家具屋のソファを建物の中に置いた場合、レンタル家具屋はその場所を借りていることにならないし、その場所代を払うということにもならない。LPガスボンベのように、建物の使用者のために使っているものについては、置き場料金が発生することは合理的といえるのか。
- LPガスボンベについては、無償で設置している場合もあれば、地代を払って設置している場合もある。生活に必須のガスを供給するための設備なのだから無償で良いという考え方もある、一定の土地を専有しているのだから賃借料を払うべきとの考え方もある。 電力業界でいうと、マンションの変電室は、生活に必須なものとして提供するものなので地代を払わず無償で設置していたが、近年ではおかしいのではないかという議論も出てきている。
- 例えばボンベを4本置いているとして、その設置面積で相当とされる地代であれば合理的な範囲ではないかと思う。他方、ボンベ4本だけで月20万円も払っているのは過大なのではないか。そうした金額がオーナーに入ってこなくなることで、LPガス事業者の切替え制限につながると思う。

過大な営業行為の制限に関する取り締まり方針のポイント

～ 不透明で高額なLPガス料金という課題の根本原因を是正する

<基本スタンス> ※取引適正化ガイドライン記載あり

- オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした**利益供与行為**については、**一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。**

<取り締まり等の方針> ※第11回液石流通WG（25/3/19）において議論。

【判断基準 1】：LPガス事業者の切替えを実質的に制限することにつながるかどうか

- ・ LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結は改正法令上も禁止（契約解除を長期間許容しない条件、高額な違約金規定や設備の買取条項など）
- ・ 継続的な利益供与は、LPガス事業者の切替えを長期に渡って阻害する効果を有する
- ・ **賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与については、より厳しく評価**
 - 理由 1 本来家賃に含まれるべき設備の費用を、LPガス事業者に回収させるとこと自体が問題
 - 理由 2 オーナー等への利益供与は LPガス消費者の利益につながると限らない
 - 理由 3 賃貸集合住宅のオーナー等がLPガス事業者にロックインされるきっかけになる

【判断基準 2】：利益供与の額の多寡ではなく、「他の事業分野の事例」に照らして正常な商慣習に相当するかどうか

- ・ 改正法令上制限しているのは、「正常な商慣習を超えた」利益供与。
- ・ 例えば、**賃貸集合住宅のオーナー等に対する紹介料の支払い**は、LPガス以外の分野では現在は存在しないとの指摘あり。例えば洗剤程度のものであれば一般的な商慣行といえるのではないか。
- ・ 利益供与の額の多寡がLPガス事業者の切替えを制限する効果に影響することは考慮要素になりうるが、**今回の制度改正の狙いは、“不透明で高額なLPガス料金の是正”**にあり、LPガス消費者の利益につながるとは限らない**賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価。**

(参考) LPガス事業者による取組事例

●ENEOSグローブエナジー株式会社 ※第11回液石WG (25/3/19) 提出資料・抜粋

② 過大な営業行為の制限に関するポイント

- エアコンなどのガス機器以外の設備についてはもちろんのこと消費配管を含めたガス消費設備についても無償貸与を行いません。
- 賃貸住宅オーナー・不動産管理会社等の利害関係者への紹介料・販売リベートの支払いは金額の多少に関らず一切行いません。
- ガス消費設備を貸与し設備料金を頂く場合は、標準販売価格を基準とした適切な設備料金とし、不適切なディスカウントを行いません。

～三部料金制の徹底に係る規律の施行～

三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）①

～ 料金の透明性を高めつつ、費用回収の在り方を適正化することで、不透明で高額なLPガス料金を是正する

1. 規律の内容

① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底

液石法施行規則 第十六条

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

（注）「一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用」	=	基本料金
「当該量に応じて生ずる費用」	=	従量料金
「消費設備の貸与等に係る費用」	=	設備料金

② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

液石法施行規則 第十六条

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

液石法施行規則 第十六条

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）②

2. 規律の趣旨・目的

- 不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

＜費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方＞

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不适当。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不适当。

（参考）「WG中間とりまとめ」（2024年4月19日）・抜粋

いわゆる「無償貸与」等による過大な営業費用が不透明な形でLPガス料金に上乗せされて回収されている場合がある。具体的には、通常であれば家賃に含まれるべき設備や機器等の費用や、ガス消費とは関係ない電気エアコンやインターホン等の設備費用が、消費者が負担するLPガス料金として回収される場合があり、それが不透明で高いLPガス料金の要因と指摘されている。LPガス料金の透明性を確保しつつ、LPガス料金として本来あるべき費用回収構造に転換していく必要がある。

（参考）「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）（2024年7月2日改訂）・抜粋

これらの規定は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである。

3. LPガス事業者による説明責任（取引適正化ガイドライン）

- 消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）③

4. 既存契約に係る経過措置・望ましい行為（取引適正化ガイドライン）

- **2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが**（令和6年改正液石法施行規則附則第2条）、**消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直ししていくことが望ましい**（令和6年改正液石法施行規則附則第3条）。

令和6年改正液製法施行規則附則
（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※ 既存契約の新制度への移行に関するご意見（パブリックコメント）に対する回答・抜粋

- ✓ 三部料金制の徹底に係る規律の施行時点（2025年4月2日時点）におけるLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、投資回収等の影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示を求めることでLPガス料金の透明性を確保することとしています。
- ✓ その上で、ご指摘の点も考慮し、**新制度に対応した料金へ早期移行を促すべく**、改正省令の附則第3条に努力義務規定を設けました。当該規定も踏まえつつ、**公開モニタリングの場等を通じて、LPガス事業者による対応を促してまいります。**

三部料金制に関する留意点（Q & A）25/3/25策定・公表

1. 三部料金制に係る規律（設備費用の外出し表示）の対象

- 三部料金制の徹底に係る規律が施行される令和7（2025）年4月2日以降に締結されるLPガス販売契約（新規契約）のみならず、施行日時点におけるLPガス販売契約（既存契約）に係る料金についても、LPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することが必要。
- また、消費者向けのLPガス料金みならず、飲食店等の業務用LPガス料金も含め、液石法に規定される「一般消費者等」との契約に係る料金において、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することが求められる。

2. 料金請求時の通知の方法

2-1. 請求書における設備料金の記載方法

- 消費者が、LPガス料金の内訳として、基本料金・従量料金・設備料金があると認識できるよう記載することが必要。
- このため、LPガス料金総額の内訳として基本料金・従量料金・設備料金を並べて記載することが求められ、例えば、設備料金のみ請求書の備考欄に記載することや、「設備料金なし」とのはんこを請求書に押すという対応は、三部料金制に係る表示の規律を満たさない。

2-2. 請求書・検針票などの扱い

- 請求書上で、基本料金・従量料金・設備料金と並べて記載することが必要。それを前提として、検針票に設備料金を記載することまでは求めないが、消費者のわかりやすさの観点からは、請求書と検針票の記載内容が共通していることが望ましい。
- なお、LPガス料金の請求額を消費者等に通知する方法は多様であり、例えば、検針票兼請求書による通知もあろうところ、通知方法・手段の適切さについては、LPガス事業者が請求書と認識し、それを受け取る消費者側としても請求書として認識しうるものかどうかに基づき判断する。

三部料金制に関する留意点（Q & A）25/3/25策定・公表

2 - 3. 従量料金のみ料金等の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律（設備費用の外出し表示）は、LPガス料金を請求する場合、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することを求めるもの。各料金に該当するものがなくても、各料金に分けて金額等を通知することが必要。
- すなわち、**従量料金のみ料金であっても、基本料金や設備料金について「0円」「該当なし」と記載することが求められる。**

3. 施行前に交付された14条書面の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律により、14条書面の記載事項であるLPガス料金の「算定の基礎となる項目」（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m³当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）に変更がないのであれば、これを再交付することまでは求めるものではない。
- ただし、改正法令公布の調査において、三部料金制を適用している事業者割合が1割に満たないという実態を踏まえると、**既存契約に係る14条書面について、「算定の基礎となる項目」や「算定の基礎となる項目についての内容の説明」等を適切に修正することが望ましい。**

4. 設備料金の計上方法、「0円」「該当なし」としている場合の扱い

- どのように設備料金を計上するかの詳細についてはLP事業者の判断事項であるが、その内容について、消費者などに対して説明責任を負うことに十分留意する必要がある。
- 規制当局としては、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備貸与を行っている場合においては、LPガス消費者からその費用を回収しているという前提で説明を求める。**いわゆる自助努力によりLPガス料金として回収していないという説明のみでは、消費者から費用を回収していないと言い切れないと考えられ、例えば固定資産台帳等の経理的書類等により、当該設備が減価償却されているか否か、経費として処理されているか否かを確認することを想定している。**

L Pガス事業者による取組例①（第11回液石WG資料）

●株式会社サイサン ※第11回液石WG（25/3/19）提出資料・抜粋

【システム改修：三部料金制の決定及び請求書明示方法の変更】

■例① 貸与無・2025年4月2日～の新規入居のお客様

年月日		ご請求金額内訳		金額	備考
****		ガスワン 太郎 様 (21712-101-0123)			
		【数量】	【単価】		
2025	1	10	ガス基本料金		
2025	1	10	ガス使用料金 18.7m3	6,498	
			ご使用期間 12月10日～1月10日 (30日間)		
			今回指針 1596.1 前回指針 1577.4		
			前のご使用量 14.7m3		
2025	1	10	設備料金	0	
2025	1	15	らくらくエコ割	-50	
			税抜小計	8,248	
			<1月10日検計分料金表> (税抜)		
			基本料金		
			重量単価		
			使用量		
			0m3 ~ 7.0m3	円	7.0m3
			7.1m3 ~ 20.0m3	円	11.7m3
			20.1m3 ~	円	

省令改正前に、貸与有物件のお住まいのお客様は設備料金を徴収する。

■例② 戸建住宅で、貸与を望むお客様（分割払い）

年月日		ご請求金額内訳		金額	備考
初月：1,245円 2回目以降：1,145円					
****		ガスワン 太郎 様 (21712-101-0123)			
		【数量】	【単価】		
2025	1	10	ガス基本料金		
2025	1	10	ガス使用料金 18.7m3	6,498	
			ご使用期間 12月10日～1月10日 (30日間)		
			今回指針 1596.1 前回指針 1577.4		
			前のご使用量 14.7m3		
2025	1	10	設備料金 2/120	1,145	10年契約で120回 2回目の支払いの意味
2025	1	15	らくらくエコ割	-50	
			税抜小計	9,593	
			<1月10日検計分料金表> (税抜)		
			基本料金		
			重量単価		
			使用量		
			0m3 ~ 7.0m3	円	7.0m3
			7.1m3 ~ 20.0m3	円	11.7m3
			20.1m3 ~	円	

支払い回数の明確化を徹底。

【周知・研修】

◇三部制料金・料金表・契約書の理解度テストを全小売部門社員に実施
現累計参加者 959名

◇令和7年1月～3月 5回実施

LPガス事業者による取組例②（2025.2.27付けお知らせ）

<https://enecoop.sapporo.coop/topics/10221/>

エネコープはLPガス料金の透明化に取り組んでおります。

平素は「コープのプロパンガス」をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

2025年4月2日より、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、

現在、「二部料金制」となっているプロパンガス料金を2025年4月検針分より「三部料金制」へ移行します。

つきましては下記のとおり表示方法が変更となりますのでご案内申し上げます。

旧料金表示 [二部料金制]	新料金表示 [三部料金制]
基本料金、従量料金	基本料金、従量料金、設備使用料金

表示例

戸建ての場合

2025年3月まで 基本料金^{※1} + 従量料金^{※2} = 2,860円
(2,200円) (660円/1m³)

2025年4月から 基本料金^{※1} + 従量料金^{※2} + 設備使用料金 = 2,860円
(2,090円) (660円/1m³) (110円)

※1…基本料金は灯油・電気セット割の場合は220円引きとなります。

※2…従量料金 (1m³あたりの従量単価 + 原料費調整額) は毎月変動します。